

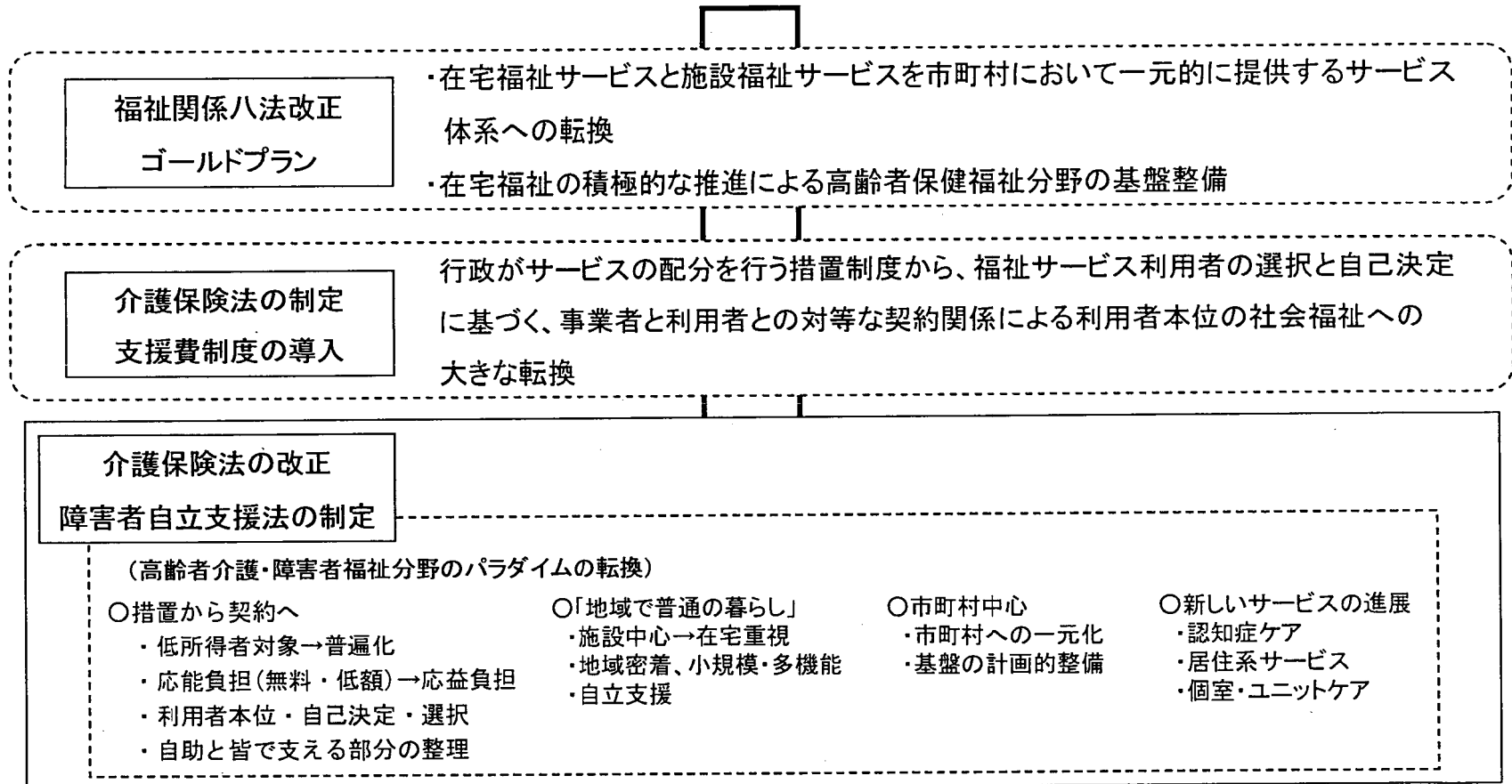
社会福祉士制度の見直しについて  
(見直しの方向)

I	求められる社会福祉士像	1
○	社会福祉士を取り巻く状況の変化	2
○	求められる社会福祉士像	4
○	社会福祉士の役割について	5
II	社会福祉士の養成の在り方	7
○	社会福祉士の養成の在り方の基本的方向	8
○	福祉系大学等での養成の在り方	9
○	教育カリキュラムの見直し	10
○	実習の在り方の見直し(実習の質の担保・標準化について)	13
○	行政職ルートでの在り方	17
○	社会福祉主事による社会福祉士資格取得の在り方	18
○	社会福祉士の資格取得方法見直し案の全体像	20
○	実施時期の考え方	22
○	今回の見直しの後の将来の検討	23
III	資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び 魅力と働きがいのある職場づくり	24
○	社会福祉士の任用・活用について	25
○	社会福祉士の活動の支援について	26

# I 求められる社会福祉士像

# 社会福祉士を取り巻く状況の変化

1980年代までの低所得者を対象とする自治体の措置による施設入所型のサービス提供体制



- 社会福祉の対象は低所得者に限定したものから広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化
- 福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

- 社会福祉士制度創設以降、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化してきており、社会福祉の対象は広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化するとともに、福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供が求められるようになってきている。
- このような状況の中で、これまで社会福祉士が任用・活用されてきた分野に加えて、新たに社会福祉士の役割が期待される分野もみられるようになってきていることを踏まえ、今後求められる社会福祉士像について整理した。

## 求められる社会福祉士像

社会福祉士を取り巻く状況が変化し、施設、在宅を問わず、地域福祉を基調とした新たな役割が社会福祉士に期待される中で、今後求められる社会福祉士像を、以下の12項目とした。

- ①利用者の生活に関わる専門職としての自覚と高い専門職倫理を有している。
- ②施設、在宅を問わず、地域において、利用者の自立と尊厳を重視した相談援助をするために必要な専門的知識と技術を有している。
- ③人と社会環境との相互作用に関する専門的知識とそのアセスメントをするための技術を有している。
- ④利用者からの相談を傾聴し、適切な説明と助言を行うことができる。
- ⑤利用者をエンパワメント(利用者自らが必要なサービスを利用しながら自立した生活を営むための力の獲得や、そのための動機付けの支援)することができる。
- ⑥一連のケアマネジメントのプロセス(アセスメント、プランニング、モニタリング等)を理解し、自立支援のためのケアマネジメントを適切に実践することができ、その効果について評価することができる。
- ⑦他職種とのチームアプローチをすることができる。
- ⑧社会資源の調整や開発、ネットワーク化をすることができる。
- ⑨権利擁護と個人情報の保護のための知識と技術を有し、実践することができる。
- ⑩就労支援に関する知識と技術を有し、実践することができ、その効果について評価することができる。
- ⑪福祉に関する計画を策定、実施し、その効果について評価することができる。
- ⑫組織の管理やリスクマネジメント等、組織や経営に関する知識を有している。

# 社会福祉士の役割について

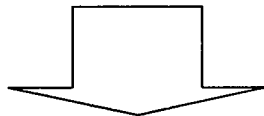
## 【現状】

（「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条及び第47条より抜粋）

- 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（第七条において「相談援助」という。）を業とする者をいう。
- 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

## 【課題】

- 社会福祉士に求められる専門性や担うべき役割として、家族や地域社会への働きかけや地域福祉における役割等を位置づけるべきではないか。
- 社会福祉士は、ボランティア、老人クラブ、民生委員等のそれぞれの活動を繋ぐ現場のネットワークを受け持つ役割を担っていくべきであり、資源調整・資源開発といった側面を明示すべきではないか。



## 【見直しの方向】

- 社会福祉士の定義規定・義務規定の点検を行い、上記の趣旨が反映されるよう、例えば、社会福祉士が実際に相談援助業務を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討する。

## [参考] 「社会福祉士及び介護福祉士法」上の 定義規定及び義務規定

### <定義規定>

※「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)より

#### (定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

### <義務規定>

#### (信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

#### (秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

#### (連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

#### (名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

※参考:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)より

#### (連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。

2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。